報第1号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

特に緊急を要したため、次のように京都市証明等手数料条例の一部を改正 する条例を制定したので、報告するとともに、承認を求める。

平成20年5月16日提出

京都市長門川大作

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年4月25日

京都市長門川大作

京都市条例第2号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例 京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「第10条第1項又は」を「第10条第1項」に改め、 「第5項まで」の右に「又は第126条」を. 「又は法第48条第2項(法第117 条において準用する場合を含む。) | の右に「若しくは第126条 | を加える。

附則

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。